

## 宮崎市一般廃棄物収集運搬管理業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務の目的

ごみ収集車運行管理システムを構築し、市民からのごみ収集状況の問い合わせに迅速に対応する。また、ごみ収集車運行管理システムを用いてごみ収集量等のデータ集約、分析を行い、その結果を今後の「一般廃棄物収集運搬等業務委託」に活用する。

### 2. 業務の概要

- (1) 名称 宮崎市一般廃棄物収集運搬管理業務委託
- (2) 内容 別紙「宮崎市一般廃棄物収集運搬管理業務委託仕様書」のとおり。
- (3) 履行期間 契約日から令和6年3月31日まで。
- (4) 委託料の上限額

①契約期間：契約日から令和5年3月31日

- ・システム構築・運用・保守、業務最適化コンサルティング等  
25,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）  
契約締結日から令和4年3月31日まで。

- ・システム運用保守、最適化検証支援業務  
15,524,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

②契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

- ・システム運用保守、最適化検証支援業務  
15,524,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

- (5) 事業担当課

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号  
宮崎市環境部環境業務課（第2庁舎4階）  
電話 0985-21-1762 FAX 0985-21-1686  
Mail 09gyoumu@city.miyazaki.miyazaki.jp

### 3. 業務スケジュール

実施内容	期日等
(1) 公募開始日	令和3年3月17日（水）
(2) 参加申込書受付締切日	令和3年4月7日（水）
(3) 質問の締切日	令和3年4月9日（金）
(4) 参加資格確認結果通知日	令和3年4月12日（月）

(5) 質問に対する回答日	令和3年4月13日(火)
(6) 提案書等の提出締切日	令和3年4月23日(金)
(7) プレゼンテーション	令和3年4月28日(水) 30日(金) 予定
(8) 審査結果通知	令和3年5月10日(月) 予定
(9) 契約締結	令和3年5月12日(水) 予定
ごみ収集車運行管理システム構築・稼働開始	契約締結日～令和4年3月31日(木)
集積所位置情報と現地突合作業	契約締結日～令和4年3月31日(木)
業務最適化コンサルティング(収集エリアや収集ルートの検討等)	契約締結日 ～令和4年3月31日(木)
最適化検証支援	令和4年4月1日(金)～

#### 4. 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (2) 宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第120条第3項に規定する入札参加資格者名簿(令和2年度・令和3年度宮崎市競争入札参加資格者名簿)に登録していること。共同事業体にあつては、構成員全員が上記の要件を満たすこと。
- (3) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、宮崎市の競争入札において指名停止措置を受けてないこと。(共同事業体の構成員を含む。)
- (4) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意見付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復帰を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (5) 宮崎市税、国税について滞納がないこと。宮崎市に納税義務を有しない者にあつては、本店または主たる営業所の所在地における市町村民税及び国定資産税を滞納していないこと。
- (6) 役員(法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められる者を含む。以下、同じ。)が宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2号第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 国や地方公共団体において、ごみ収集車運行管理システムの導入・運用を行った実績があること。
- (8) 共同事業体にあつては、さらに以下の条件を満たすこと。
  - ① 共同事業体の構成員が単体業者または他の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加しない者であること。(誓約書(様式第3号)を提出すること。)
  - ② 共同事業体は、幹事業者を選定し、幹事業者を共同事業体の代表者とすること。(協定書(様式第4号)を提出すること。)

## 5. 提出書類等

### (1) 提出書類

番号	提出書類	提出上の注意
①	参加申込書兼誓約書（様式第1号）	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
②	ごみ収集車運行管理システム構築等類似業務実績表（様式第2号）	国や地方公共団体における類似業務の記載を行うこと。
③	宮崎市税に滞納がないことの証明	発行日から3ヶ月以内、写し可
④	国税に滞納がないことの証明	発行日から3ヶ月以内、写し可
⑤	法人にあつては、商業登記簿謄本	発行日から3ヶ月以内、写し可
⑥	契約実績を証明する書類（契約書等の写し）	国や地方公共団体における類似業務の記載を行うこと。
⑦	誓約書（様式第3号）	共同事業体の場合のみ提出
⑧	ごみ収集車運行管理システム構築等業務共同事業体協定書（様式第4号）	共同事業体の場合のみ提出

### (2) 提出方法

持参又は郵送等（書留に限る）により、2－（5）事業担当課あて提出すること。

### (3) 提出期限

①持参の場合 令和3年4月7日（水）午後5時必着

②郵送等の場合 令和3年4月7日（水）必着

### (4) 提出部数

各書類1部を提出すること。

### (5) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果については、令和3年4月12日（月）までに通知する。

## 6. 質問及び回答

### (1) 質問

①質問方法 質問書（様式第5号）をメール又はFAXにより、2－（5）の事業担当課あて提出すること。

（必ず事業担当課へ着信確認の連絡を行ってください。）

②受付期間 令和3年3月17日（水）から令和3年4月9日（金）正午まで。

### (2) 回答

①回答方法 本市のホームページに記載し、個別には回答しない。

②回答日 令和3年4月13日（火）までに随時。

## 7. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

番号	提出書類名
①	企画提案書（任意様式）
②	見積書（様式第6号）

### (2) 提出方法

持参または郵送等（書留に限る）により、2－（5）事業担当課あて提出すること。

### (3) 提出期限

①持参の場合 令和3年4月23日（金）午後5時必着

②郵送等の場合 令和3年4月23日（金）必着

### (4) 提出部数

#### ①企画提案書

正本を1部、副本を5部提出すること。なお、1部ごとに一冊のファイルに綴じること。また、副本5部については、会社名や会社を特定される部分を消して作成すること。

#### ②見積書

宮崎市指名競争入札参加資格者名簿に届け出た印鑑を押印したものを1部提出すること。

見積金額の内訳書（任意様式）を添付すること。内訳書には構築費以外の費用（コンサルティング費用・集積所位置情報と現地突合作業にかかる費用・システム使用料・機器費用（機器修繕費、機器設置費等込み）・通信費用等）についても記載すること。

### (5) 企画提案書作成要領

別紙、宮崎市「宮崎市一般廃棄物収集運搬管理業務委託に関する公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に沿って記載を行うこと。記載がない項目ごとに、一律減点の対象となるため注意すること。

## 8. 審査方法

### (1) 審査基準

別紙「宮崎市一般廃棄物収集運搬管理業務委託に係る提案書審査基準」のとおり。

### (2) プレゼンテーションの実施

企画提案書及び見積書の内容について、プレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Web会議システムにより実施する。

- ①日程 令和3年4月28日(水)、令和3年4月30日(金)  
(予定のため日程は別途連絡する。)
- ②出席者 1社につき4拠点(Web会議システム同時接続数)以内(共同事業体の場合、構成員の参加は認めるが、4拠点以内とする。)
- ③実施時間 1社につき、50分以内とする。  
(準備、プレゼンテーション30分、質疑応答20分を予定)

### (3) 受託候補者の選定方法

- ①宮崎市一般廃棄物収集運搬管理業務委託に関する公募型プロポーザル選定委員会設置要綱第3条に規定する委員が、提案内容の審査を行い、審査基準に基づき採点を行う。
- ②選定委員会の委員(以下「選定委員」という。)による審査の結果、各選定委員の評価点の合計点数が最も高い者を受託候補者とし、随意契約を行う。  
ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。
- ③採点の合計点数が同一の参加業者が複数いた場合は、選定委員会の各委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け決定するものとする。
- ④各選定委員の評価点の合計点数が600点未満(1,000点満点)である場合は、受託候補者として選定しない。

### (4) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
- ④正当な理由なくプレゼンテーション開始時間までWeb会議システムにアクセスしなかった場合
- ⑤審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

## 9. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。なお、通知予定日は令和3年5月10日(月)(予定)とする。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
  - ・参加業者の名称(50音順)
  - ・受託候補者以外の点数(点数の高い順)
- (受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。)

## 10. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と宮崎市の間で、委託内容、経費等について再度調査を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。(共同事業体の場合は、代表者と契約を締結する。)

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第105条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除とする。

(3) その他

受託候補者の選定後、特別な事情により契約締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

11. その他

(1) 再委託の禁止について

受託者は、共同事業体の構成員間を除き、本受託業務の一部又は全部を第三者に再委託することができない。ただし、あらかじめ本業務委託の一部を再委託することについて、本市に書面による承諾を得た時はこの限りではない。

(2) 提出書類の取り扱い

- ①提出された書類は返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差し替えは認めない。ただし、宮崎市から指示があった場合は除く。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例(平成14年条例第3号)に基づき対応する。
- ④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(3) その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、全て参加業者の負担とする。
- ②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届(様式第7号)を提出すること。
- ③企画提案書及び見積書は、1社につき1案に限る。
- ④参加業者が1社のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

附則

この要領は、令和3年3月17日から施行し、本業務の契約締結をもって、効力を失う。

(様式第1号)

令和 年 月 日

## 公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書

宮崎市長 戸敷 正 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

宮崎市環境業務課が発注する下記業務委託に関わる公募型プロポーザルに参加を申し込みます。

なお、参加資格の全てを満たすとともに本申込書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

1. 業務委託名 宮崎市一般廃棄物収集運搬管理業務委託

2. 連絡先等

(1) 所在地	〒
(2) 担当部署	
(3) 担当者・氏名	
(4) 電話番号	
(5) FAX 番号	

(様式第2号)

令和 年 月 日

## ごみ収集車運行管理システム類似業務実績表

宮崎市長 戸敷 正 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

次のとおり、業務実績を報告します。

### 【業務委託】

発注者	業務委託名	契約金額	契約期間
			年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日
			年 月 日 ～ 年 月 日

※ごみ収集車運行管理システムの導入・運用実績について記載してください。



(様式第3号)

令和 年 月 日

## 誓約書

宮崎市長 戸敷 正 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

宮崎市一般廃棄物収集運搬管理業務委託に関する公募型プロポーザルに参加するにあたり、次のことを誓約します。なお、虚偽、不正行為が判明したときは、いかなる処分に対しても異議を申し立てません。

### 記

共同事業体の構成員が単体業者または他の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加しない者であること。

(様式第4号)

## 宮崎市一般廃棄物収集運搬管理業務委託共同事業体協定書

(目的)

第1条 当業務共同事業体は次の業務を共同連帯して実施することを目的とする。

- (1) 宮崎市一般廃棄物収集運搬管理業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。  
以下「本業務」という。）
- (2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当事業体は、  
業務共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当事業体は、事務所を  
に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当事業体は、  
年 月 日に成立し、本業務の契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 当事業体は、本業務を請け負うことができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、本業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当事業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地  
商号又は名称  
代表者  
所在地  
商号又は名称  
代表者  
所在地  
商号又は名称  
代表者

(代表者の名称)

第6条 当事業体は、  
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当事業体の代表者は、本業務の履行に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、業務委託料（前払金及び部分引渡しに係る業務委託料を含む。）の請求及び受領並びに当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、本業務について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 %  
商号又は名称 %  
商号又は名称 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成、業務の履行の基本に関する事項並びに資金管理方法その他の当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、本業務の履行に関し、契約書等に従い、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当事業体の取引金融機関は、 ー とし、共同事業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当事業体は、本業務の完了後、当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する処置)

第 16 条 構成員は、本業務を完了する日まで当事業体を脱退することはできない。ただし、発注者及び他の構成員から承認を受けた場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により、本業務の完了前に脱退した者がある場合においては、残存する構成員が本業務を完了させるものとする。

3 第 1 項ただし書の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員に加えることとする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から第 14 条の規定により当該構成員が負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じても脱退構成員への利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 17 条 当事業体は、構成員のうちいずれかが業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、発注者の承認により残存構成員を代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第20条 当事業体が解散した後においても、当該業務につき、瑕疵があったときは、各構成員共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり 宮崎市一般廃棄物収集運搬管理業務委託共同事業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地  
商号又は名称  
代表者 印

所在地  
商号又は名称  
代表者 印

所在地  
商号又は名称  
代表者 印

(様式第5号)

令和 年 月 日

## 公募型プロポーザル質問書

宮崎市長 戸敷 正 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

宮崎市一般廃棄物収集運搬管理業務委託に関し、以下の内容について質問します。

質問の項目	質問内容（資料名・項番号等を記入すること）

※記入欄が不足する場合は、適宜様式を追加して記入すること。

(様式第6号)

## 見 積 書

令和 年 月 日

宮崎市長 戸敷 正 様

見積人  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 印  
(個人にあつては住所、氏名)

下記のとおり見積りします。

### 記

業務名	宮崎市一般廃棄物収集運搬管理業務委託	
見積金額	令和3年度	円
	令和4年度	円
	令和5年度	円

(見積金額には消費税及び地方消費税を含みません。)

※見積金額の内訳書(任意様式)を添付してください。

※内訳書には構築費以外にコンサルティング費用・集積所位置情報と現地突合作業にかかる費用・システム使用料・機器費用(機器修繕費、機器設置費等込み)・通信費用等についても記載してください。

(様式第7号)

公募型プロポーザル参加辞退届

令和 年 月 日

宮崎市長 戸敷 正 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

宮崎市一般廃棄物収集運搬管理業務委託に関する公募型プロポーザルについて参加を辞退します。

担当者 所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_